

2013年11月7日

参議院消費者問題に関する特別委員会
各委員 へ

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度に関する法案についての要望書

一般社団法人新経済連盟
代表理事 三木谷 浩史

参議院消費者問題に関する特別委員会において議論されている「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」について、重大な懸念事項を有していますので、以下の事項を要望します。

記

1. 意見

現行の制度案では、健全な事業者に対する濫訴の懸念が払拭されておらず、このまま導入すれば、健全な事業者による経済活動に大きな打撃を及ぼす可能性が否定できません。拙速な導入は避け、少なくともこれらの懸念を払拭できる法制上の措置を明確に構築するよう再度慎重に議論すべきです。

2. 理由

現行の制度案では、以下の点で濫訴防止のための措置が不十分であり、衆議院の審議においてもその点は払拭されていません。

(1) 一段階目の手続で消費者の授権を要しないため、「消費者不在」のままの訴訟提起が可能

本制度の出発点は、「救済すべき消費者被害が発生していること」にあり、消費者自身による訴訟提起はハードルが高いことから、被害に遭った個々の消費者の請求権をまとめて被害救済を図るというものであったはずですが。

個別の授権が無ければ請求権の具体的な内容が不明確なまま訴訟が進行することになり、事業者にとっては係争利益の把握ができず酷になります。また、授権を要しないことで、特定適格消費者団体の訴訟提起のハードルを下げ、安易な訴訟提起を招くおそれもあります。

これに対し、衆議院消費者問題に関する特別委員会において、消費者は十分な資力も情報も持っておらず、一段階目の手続で授権を求めるのは酷であるとの大臣の答弁がありましたが、そもそも「救済すべき消費者被害の存在」が訴訟の前提として求められるべきであるところ、集团的消費者被害救済に係る訴訟提起について特定適格消費者団体に授権することは、消費者自身による訴訟提起と比べて遥かにハードルが低く、消費者にとって一方的に酷であるとは思えません。

(2) 対象となる事業者の外延が不明確

現行法案では、「勧誘を助長する者」という外延が極めて曖昧な者が対象事業者に含まれており、消費者契約の直接の当事者でないにも関わらず、資力のある健全な事業者をターゲットとして訴訟が提起される可能性もあります。しかも、消費者の授權を要しないため、実際は消費者から加害者と思われていない事業者までもが対象となる可能性もあります。

(3) 濫訴した場合のペナルティが不明確かつ不十分

現行法案の「不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない」という規定は、理念を定めただけに留まり、実効性を持った措置となっておりません。濫訴を判断するためのより具体的な基準（提訴件数やその敗訴の割合、一段階目の手続で主張した多数性の数と二段階目の手続に実際に参加した消費者の数との比較など）を明らかにするとともに、それらの基準に合致した場合は、認定を取り消す等のペナルティを課す措置を講じる旨を法律上明記すべきです。

これについて、衆議院消費者問題に関する特別委員会において、具体的にどのようなものが「不当な目的でみだりに」となるのかは、（法律ではなく）監督指針に定める旨の大臣の答弁がありました。監督指針の位置づけ・効力やその内容は現時点で明らかになっておらず、法律上のペナルティという実効性担保の仕組みがありません。

(4) 特定適格消費者団体が支払いを受ける報酬または費用に関する規定の不適切性

報酬目的の提訴は本制度の趣旨に沿わないものであることから、特定適格消費者団体自身が「報酬」を受け取るべきではありません。したがって、あくまで費用のみを受け取るべきです。また、消費者が受けるはずの利益を特定適格消費者団体や弁護士が「費用」として不当に享受することがあってはなりません。したがって、当該費用は、損害賠償請求権等により得られる対象消費者の金員から回収されるものとし、費用については合理的な費用の算定方法と具体的な額の基準（上限を含む）を定めることを明らかにすべきです。また、それらに違反した場合には、認定を取り消す等の措置を講ずることを明確にすべきです。

この点について、衆議院では十分な審議が尽くされていません。

以上